

2 この条例は、平成16年3月31日から施行することとした。

◇熊本県高齢者及び障害者の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例の一部を改正する条例

- 1 題名を、熊本県高齢者、障害者等の自立と社会的活動への参加の促進に関する条例に改めることとした。
- 2 対象者を、高齢者、障害者等に改めることとした。
- 3 高齢者、障害者等を、高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児を連れた人その他日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者と定義することとした。
- 4 特定建築主に、大規模の修繕及び大規模の模様替（特定施設又は整備施設を含むものに限る。）をしようとする者を加えることとした。
- 5 学校等の設置者又は管理者に対する学校等に係る整備努力義務を削ることとした。
- 6 特定建築主に、特定施設に係る基準への適合の努力義務を課すこととした。
- 7 特定建築主等に、高齢者、障害者等の意見聴取の努力義務を課すこととした。
- 8 知事が行う指導、助言及び指示の対象に特定施設を加えることとした。
- 9 増築等の場合、知事が行う指導、助言の対象に既存部分を加えることとした。
- 10 所有者等に基準への適合の努力義務を課す特定建築物等の定義を改めることとした。
- 11 特定建築物の所有者等の基準への適合の努力義務を課す際の基準に特定施設に係る基準を加えることとした。
- 12 知事が行う国等に対する要請に係る基準に特定施設に係る基準を加えることとした。
- 13 高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（以下「建築促進法」という。）第3条第2項の規定に基づき、学校を特別特定建築物に追加することとした。
- 14 建築促進法第3条第2項の規定に基づき、基準適合義務が課される特別特定建築物の規模を、盲学校、聾学校若しくは養護学校又は病院、診療所等について1,000平方メートル以上とすることとした。
- 15 この条例は、平成16年10月1日から施行することとした。
- 16 この条例の施行の際現に工事中の特別特定建築物については、改正後の第5章の規定は適用しないこととした。

◇熊本県身体障害者福祉センター条例の一部を改正する条例

- 1 身体障害者福祉センターの体育館に係る利用料金制度を設けるため、次の規定を加えることとした。
  - (1) 体育館の使用は、利用料金を納めなければならないこととした。
  - (2) 利用料金は、社会福祉法人熊本県社会福祉事業団にその収入として収受させることができることとした。
  - (3) 利用料金の額は、次の基準額に0.7を乗じて得た額から当該基準額に1.3を乗じて得た額までの範囲内の額で、社会福祉法人熊本県社会福祉事業団が知事の承認を受けて定める額とすることとした。

区 分	基準額
全面の使用	1時間につき 860円
半面の使用	1時間につき 500円
3分の1面の使用	1時間につき 360円

- (4) 社会福祉法人熊本県社会福祉事業団は、利用料金の減免又は還付をするに当たっては、不当な差別的取扱いをしてはならないこととした。

2 この条例は、平成16年3月10日から施行することとした。

◇熊本県肢体不自由児施設条例の一部を改正する条例

- 1 条例の名称を「熊本県肢体不自由児施設条例」から「熊本県こども総合療育センター条例」に改めることとした。
- 2 設置の目的を「肢体不自由、知的障害等のある児童又はその疑いのある児童に関する相談、診断、治療、訓練等を行うこと」とすることとした。
- 3 センターに、次の施設を置くこととした。
  - (1) 肢体不自由児施設（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条の3に規定する肢体不自由児施設（病院に収容することを要しない肢体不自由のある児童であって、家庭における養育が困難なものを入所させる施設及び肢体不自由児通園施設を除く。）をいう。）
  - (2) 肢体不自由児通園施設（法第43条の3に規定する肢体不自由児施設のうち通所による入所者のみを対象とする施設をいう。）
  - (3) 知的障害児通園施設（法第43条に規定する知的障害児通園施設をいう。）
- 4 この条例は、平成16年6月1日から施行することとした。
- 5 改正後の熊本県こども総合療育センター条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に診療、試験、検査等又は児童短期入所を受ける者について適用し、同